

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」
各自治体等の概要版

東京都 新宿区

目次

CONTENTS



2

| **01** | 新宿区の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

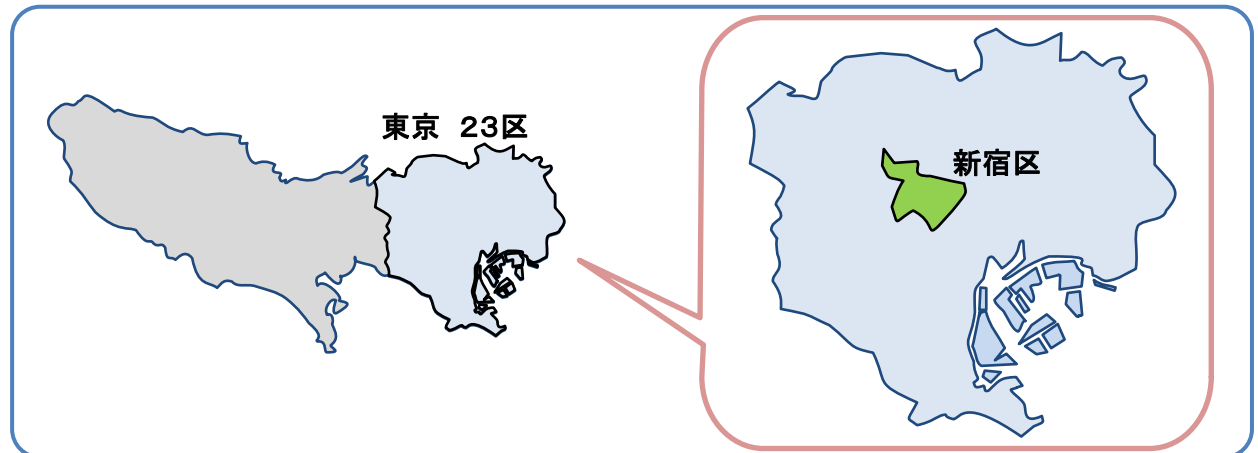
7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 339,339人（平成29年4月1日現在）
- 障害者の状況（平成29年3月現在）
 - ・障害者数 15,432人
 - ・身体障害者手帳所持者 11,163人
 - ・療育手帳所持者 1,599人
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 2,670人
 - ・障害者数は増加傾向、中でも精神障害者の割合が増加
 - ・知的障害者、身体障害者は、65才以上の割合が増加
 - ・重度化の一方で、精神と知的で軽度の手帳取得者も増加
- 新宿区的位置



02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

整備のプロセス

- 新宿区第三次実行計画に位置付け、平成27年度に検討開始
- 平成28年度に5つの機能の中で新宿区の過不足分を検討
- 当初24時間稼働の「シャロームみなみ風」と区立障害者生活支援センターの2か所を想定したが、地域自立支援協議会や当事者の意見を踏まえて区立障害者福祉センターも含めた3か所を地域生活支援拠点等とした

整備類型

併用整備型

(それぞれの専門性（身体、知的、精神）をもつ3か所の地域生活支援拠点等施設と基幹相談支援センターによる併用型)

概要

- 3障害（身体障害、知的障害、精神障害）別に相談支援拠点事業所を配置するとともに、中核機能を担う基幹相談支援センターと合わせて地域生活支援拠点等として位置付ける
- 現在実施している事業と地域生活支援拠点等として必要な機能・課題を洗い出し、整備・強化すべき方向性を明確化
- 相談支援専門員を増配置し、地域生活支援拠点等の3か所の事業所で土日相談を実施。緊急受け入れ先の短期入所につなぐなどワンストップで対応

相談

- 障害者福祉センター、シャロームみなみ風、障害者生活支援センターに相談支援専門員を増配置し、土日の相談（計画相談含む）も対応。緊急時は短期入所につなぐ等、ワンストップ対応を実施
- 障害者福祉センター、障害者生活支援センターでは夜間も電話で相談対応
- 基幹相談支援センターは、相談支援の中核的機能を担う立場として、他事業所の困難事例の解決方法を一緒に検討。また、3か所の事業所との連携、定期的な区内の相談窓口や特定相談支援事業所との連絡会開催など、情報交換・情報共有を図っている

緊急時の受け入れ

- 既存の24時間電話相談受付と緊急ベッド確保事業を継続実施
- 緊急時の定義を設定。短期入所の支給決定を受けた人が対象。原則、開始前日までの申込が必要
- 緊急利用からロングステイになる場合、区外の施設に依頼

体験の機会、場

- 区内短期入所事業所 6 か所（12床）で実施していた一人暮らし体験を継続
- 平成29年11月開設のグループホームには、体験利用が 1 床、短期入所が 1 床あり、体験利用に活用する

専門的人材の確保・養成

- 自立支援ネットワークによる会議・研修。平成29年度から（社福）シャロームみなみ風に研修コーディネーターを配置して研修事業を委託して実施
- 医療的ケアの人材確保・養成は、病院と訪問看護ステーションからなる共同事業体に業務委託

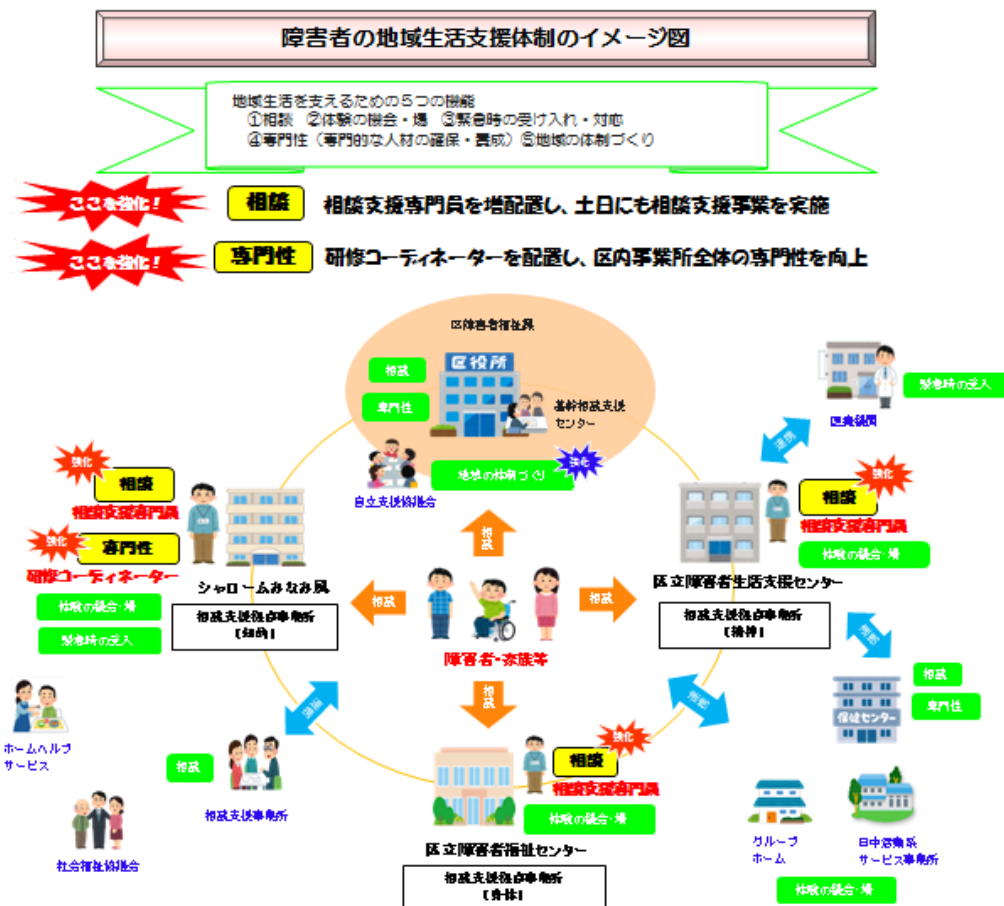
地域の体制づくり

- 新宿区障害者自立支援ネットワークによる事業所懇談会や相談窓口連絡会等によるネットワーク化
- 平成29年度からは、（社福）シャロームみなみ風への研修事業の委託により専門性の向上と共に、事業所間の連携強化を図る
- 地域課題に関しては、地域自立支援協議会の中で協議を行っている

その他

- ピアカウンセラー事業の実施（区立障害者福祉センター）
- 介護を行う家族の休養や、病気・事故などで一時的に介護を受けられない障害者等を対象に障害者総合支援法に基づく「短期入所」、地域生活支援事業の「日中ショート」を実施

- それぞれの専門性（身体、知的、精神）をもつ3か所の地域生活支援拠点等施設と基幹相談支援センターによる併用整備型
- 相談支援専門員を増配置し、地域生活支援拠点等の3か所の事業所で土日相談を実施
- 研修コーディネーターの配置により、区内事業所全体の専門性を向上



利用事例

1

利用者の属性

- ・20代男性。特例子会社に就労中

利用した経緯

- ・幼少期に交通事故により高次脳機能の障害を負い、愛の手帳を取得し両親と暮らしてきた。そろそろ一人暮らしを目指したいということで、母親が一人暮らしの練習が出来る場を探して区立障害者福祉センターに来訪、ショートステイを本人と一緒に契約した
- ・母親から、「見守り等をしてほしい」、「失敗から学ばせたい」という要望があった。本人は就労しているが時間配分が難しい人だったので、遅刻しないよう時間のお知らせはしたが、それ以外はほとんど口を出すことなく、見守る体制で行った
- ・母親の要望が「親に対して甘えをもつので、第三者の目でも見てもらいたい」ということだったので、数回短期入所の体験を行った。高次脳機能障害があったので、高次脳機能障害の家族会の料理プログラムに参加するなど、自立訓練も行った

利用の効果等

- ・現在、一人暮らしに移行している。自炊もしており、本人にできないところをヘルパーがフォローしている

利用事例

2

利用者の属性

- ・40代男性。知的障害。愛の手帳2度

利用した経緯

- ・障害者福祉課の担当より、両親と暮らしている在宅の人がいるが、週2日程度区立障害者福祉センターの日中ショートを利用できないかという相談が入る
- ・約10年前までは、生活介護を2か所利用（1か所は短期間、1か所は数年間）していたが、母親が生活介護での人間関係がうまくいかず、利用を止めた
- ・その後は在宅で全くサービスを使わず、サービス利用を頑なに拒否していた
- ・本人は散歩好きで常に歩いていたが、母親が膝が悪くなり付き添えなくなったため相談があった
- ・週2日区立障害者福祉センターで日中ショートを利用している。送迎はヘルパーによる移動支援を利用している

利用の効果等

- ・今までサービスを利用していなかったため、本人の様子や健康状態を両親以外の第三者が把握することが難しかった。現在は、相談支援専門員、区立障害者福祉センターの職員、移動支援のヘルパーが定期的に確認し、第三者との関わりが多くなることで本人の様子を多面的に見ることが出来るようになった
- ・また高齢の両親のレスパイトも出来るようになった

● 地域生活支援拠点等の具体的なデザインづくり

併用型で始めたものの、どのような形が理想的なのか具体的なデザインはまだできていない。新宿区はグループホームと生活介護が不足している。入所施設「シャロームみなみ風」ができて、地域で生活できるようになった分、日中活動の場も不足が出てきている

● 医療的ケア施設への指導員確保～共同事業体で対応

医療的ケアを行う施設の指導員の確保が課題。現場では医療職と福祉職の考え方にギャップが生じており、福祉職の支援員が、医療的ケアが必要な人が通う日中活動の場が必要と思っても、看護師は医師の指示がなければ医療的ケアができない

● 困難事例への対応

強いこだわりや行動障害がある場合、事業所で対応できず、サービスのみの対応では限界がある。行動障害の人に寄り添えるプラン作成が必要だが、本人の気持ちを理解するのは難しい。自宅に何年も引きこもっている人を、外に出してサービスにつなげる策などアイデア出しができるチームづくりが必要である